

奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、平和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	永原 良雄	〃 番匠田中町四七
〃	南田 昌宏	〃 井戸野町四二〇
〃	奈良谷 公章	〃 若槻町一八八―二
〃	今西 義雄	〃 下三橋町二四二―二
〃	上田 茂和	〃 稗田町三二五―二
〃	谷口 吉史	〃 若槻町一七一―六
〃	中島 正典	〃 大江町二〇八
〃	乾 俊文	〃 美濃庄町二八三―三
〃	往西 康	〃 〃 一三二
〃	松下 清	〃 番条町五三三
監事	南田 圭司	〃 井戸野町四九一―二
〃	今西 幸雄	〃 下三橋町一〇三五
〃	仲山 昇明	〃 稗田町三一二―二
〃	柏原 裕	〃 番条町五二二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	中西 拓彦	〃 下三橋町九六七
〃	今仲 弘文	〃 稗田町三一四
〃	中西 良次	〃 若槻町二〇一
〃	加奥 勝文	〃 〃 二二四
〃	中島 正典	〃 大江町二〇八
〃	大西 茂	〃 番匠田中町四一

〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃
南田 昌宏	乾 俊文	往西 康	柏原 裕	今西 毅	堀口 武則	南田 圭司	道具 弘伸
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	奈良市北村町三七八
井戸野町四二〇	美濃庄町二八三―三	〃 一三二	番条町五二二	下三橋町九九四	稗田町三二三	井戸野町四九一―二	